

児湯畜連発第170号

令和6年12月1日

購買者、出荷者 各位

児湯郡市畜産農業協同組合連合会

代表理事会長 壹岐浩史

〈 公 印 省 略 〉

### 各競り市における取り決め事項の周知について

時下、貴殿におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

常日頃より当家畜市場をご愛顧賜り感謝申し上げます。

さて、標記の件について、下記の通り取り扱う事と致しましたので、何卒、ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 体重の誤差による取り決めについて

「競り時の体重」と「再計重した体重」の差が、競り当日の市場業務時間内において30kg以上減っていた場合には解約の対象と致します。

#### 2. 再計重の方法

① 再計重については、購買者より市場職員に申し出があった場合と致します。

② 再計重については、当市場の計量機を使用致します。

③ 再計重については、競り終了直後から当日の市場業務時間内と致します。

但し、当市場から一度搬出した場合など明らかに体重に影響があると判断した場合は市場業務時間内でも計重は行わない事と致します。

④ 再計重には、市場職員も立会いを致しますが、追込牛舎等から計量機までの牛移動については購買者側の対応と致します。

やむを得ず購買者側で対応出来ない場合は、事前に申し出があれば市場職員が対応致します。但し、その際に発生した事故について、出荷者、市場職員及び市場は責任を負わない事と致します。

#### 3. 開始時期

令和7年1月の競り市より

#### 4. その他

不明な点があれば当市場へご確認願います。